

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

(趣旨)

令和6年3月6日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して資金の借入れの認可申請があり、3月13日付で経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）から経済産業大臣への回答について御審議いただく。

1. 経緯

広域機関は、電気事業法第28条の40第1項第8号の2に基づき、①供給促進交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第2条の2第3項。FIP制度（Feed-in Premium）により卸電力取引市場の状況を踏まえて発電を行う再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）を支援する交付金）、②調整交付金（再エネ特措法第15条の2第1項。FIT制度（固定価格買取制度）により固定価格での買取りを担保することで再エネ発電事業を支援する交付金）、③系統設置交付金（再エネ特措法第28条第2項。再エネ電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持を支援する交付金。）の3つの交付金の交付及び再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項に基づく納付金の徴収の業務（以下「徴収等業務」という。）を行っている。

これらの交付金の原資は、納付金として小売電気事業者等から徴収されており、再エネ特措法第32条第2項に基づき、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度において交付される交付金の見込額の合計額に事務処理に要する費用の見込額を加えて得た額、前々年度における剰余金その他の事情を勘案して、経済産業大臣が納付金単価を定めることとされている。

また、これらの交付金の交付額のうち、調整交付金（②）の交付額が大部分を占めている。調整交付金はFIT制度による固定価格にて再エネ電気を調達した電気事業者に対して毎月交付される。具体的には、調整交付金の額は、「調達価格に再エネ電気の調達量を乗じた額」から回避可能費用を控除した額（再エネ特措法第15条の3。電気事業者が再エネ電気を買い取ることにより、その分当該電気事業者が発電、又は調達する量が減ることになるから、当該発電又は調達に要することとなる費用（同条第2号）の額、卸電力取引市場で売った際に得られる額（同条第3号）等を控除する。）とされており、控除する額は卸電力取引市場における電気のスポット市場価格と連動する。そのため、卸電力取引市場の価格が下がれば、控除する額が減少することにより、調整交付金の額は増える、という関係にある。

このため、卸電力市場価格の下落等によって調整交付金の額が見込額よりも上振れする場合、納付金の見込額との乖離が生じることになる。その際に生じた不足分は翌々年度の納付金単価を決める際に考慮されることとなる。

他方、この場合、広域機関の当該年度の資金不足は翌々年度の納付金単価の設定によって調整されることになるので、広域機関には一時的な資金不足が生じることになる。

そこで、広域機関が経済産業大臣の認可を受けて、資金の借入れ又は広域的運営推進機

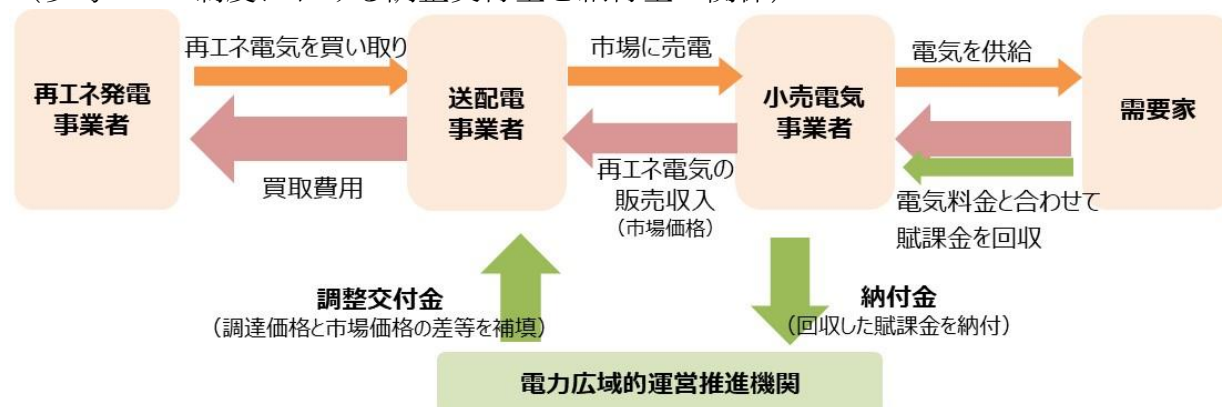
関債（以下「機関債」という。）の発行をすることができる旨の規定が設けられており、また、借入額が多額となる可能性があることから、国民負担を最大限抑制する観点で、徴収等業務に係る借入れ又は機関債については、政府が債務保証を可能とする規定も設けられている。

当該借入金及び機関債の限度額については、これまで、政令によって1,200億円とされていたが、今般、市場変動リスクの増大等を加味し、令和6年3月6日に公布・施行された改正政令によって、借入金及び機関債の限度額が1兆1,830億円に引き上げられた。また、現在、国会審議中の令和6年度予算書上では、政府が債務保証を可能とする額は上記の借入金及び機関債の発行の限度額と同額（1兆1,830億円）に設定されている。

本年1月29日の委員会で審議を行った広域機関の1,200億円の借入れについては、改正前の政令及び令和5年度予算書における上限額の範囲内であり、4月までに見込まれる資金不足に備えた資金調達であったが、今回、改正政令による借入金及び機関債の発行の限度額の引上げを受け、広域機関は、令和6年7月までに見込まれる徴収等業務に関する資金に充てるための資金の借入れが必要として、令和6年3月6日付けで広域機関より経済産業大臣に対して、電気事業法第28条の53第1項の規定に基づき、資金の借入れの認可申請が行われた。また、これを踏まえて、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、3月13日付けで経済産業大臣から委員会に対して、当該認可申請に係る意見聴取があったものである。

なお、広域機関による当該借入れが政府保証の対象となるためには、令和6年度予算が国会で成立し、財務大臣の同意があることが前提となるため、経済産業大臣から当委員会に対しての意見照会にあたっては、「令和6年度予算が成立し、財務大臣の同意があった後に、政府保証の対象として認可する予定」との文言が付されている。

（参考：FIT制度における調整交付金と納付金の関係）



2. 主な申請内容

申請の詳細については別紙2のとおりである。

電気事業法第28条の54に基づき、同法第28条の40第1項第8号の2に関する資金に充てるため、3,400億円を借り入れることとしている。

借入先、借入利率については、競争入札方式により決定することとしている。

また、借入日は令和6年5月8日であり、償還方法及び期限は、令和7年5月8日を期限に一括償還を行うこととしている。

借入れにあたっては、元利金支払を政府が保証することが前提となっている。

3. 審査内容

令和 6 年 2 月 15 日時点の徴収等業務に係る資金の残高は、約 3,100 億円である。また、卸電力取引市場価格が下落して以降、毎月、交付金の額が納付金の額を大幅に上回る状態が続いている。同年 1 月 29 日の委員会において、この卸電力取引市場価格が低位に推移する状況が続き、仮に、令和 6 年 2 月から 4 月の 3 か月間における徴収等業務に係る納付金の不足額が、交付金の額と納付金の額の乖離が著しく大きくなった令和 5 年 8 月からの平均値である 1 か月あたり 1,900 億円であるとする、広域機関が徴収等業務を実施するのに必要な資金が、令和 6 年 4 月には 1,100 億円程度不足することを踏まえ、借入金及び機関債の発行の限度額である 1,200 億円の借入れに係る認可をすることに異存が無い旨、経済産業大臣に回答した。その後、財務大臣協議を経て、同年 2 月 13 日付けで電気事業法第 28 条の 53 に基づく経済産業大臣による認可がなされており、現在、借入先の競争入札を実施中である。今後、借入先を決定し、本年 3 月 29 日に 1,200 億円の借入れが行われる予定である。

納付金単価は毎年度、経済産業大臣が決定し、5 月検針分の電気料金から翌年 4 月検針分の電気料金まで適用される。納付金は、小売電気事業者等がその原資を賦課金として電気の利用者から回収した後、検針日の原則翌々月末を納付期限として小売電気事業者等から広域機関に納付される。また、交付金は、電気事業者が再エネ発電事業者から再エネ電気を買い取った後、買取月の原則 4 か月後の毎月 10 日に広域機関から電気事業者に交付される。したがって、令和 5 年度納付金単価が適用される収支は 7 月の交付金支出まで継続する（納付金は毎月月末入金（土日祝日の場合は後ろ倒し）、交付金は毎月 10 日出金（土日祝日の場合は前倒し）であり、7 月 10 日の出金まで継続。）。

そのため、7 月までの入出金の見込みを試算した結果、3 月に 1,200 億円の借入れを考慮してもなお、7 月中旬時点で 3,300 億円程度の資金不足が想定され得ることとであり、納付金や交付金の想定からのずれを考慮すると 3,400 億円の借入れが必要とのことであった。

以上のことから、今回、3,400 億円の借入れを実施し、資金の不足に備える必要があると認められる。

なお、令和 6 年 8 月（7 月末の納付金入金、8 月 9 日の交付金出金）以降は、経済産業大臣が 3 月末に決定・公表予定の令和 6 年度納付金単価が適用されて納付されるため、現状のような継続的な赤字状態は生じない見込み。一方で、納付金は電力需要の季節変動、交付金は再エネ発電量の季節変動の影響を受けるため、納付金の単価によっては、変動分の追加の借入れの可能性があるとの広域機関からは聞いている。

電気事業法第 28 条の 54 に基づき、政府は、同法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号又は第 8 号の 2 に掲げる業務に係るものに限り、国会の議決を経た金額の範囲内において広域機関の資金の借入れに係る債務の保証をすることができるとされている。

今回行う資金の借入れは同法第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2 に掲げる業務に係るもの

であり、かつ、借入額は令和 6 年度一般会計予算総則第 13 条に規定される見込みである金額の範囲内であることから、経済産業大臣から当委員会に対する意見照会においても、令和 6 年度予算が成立し、財務大臣の同意があった後に、政府保証の対象として認可する予定としている。

また、翌々年度の納付金単価の設定は、今年度の納付金の不足額を勘案して行うこととなる。したがって、遅くとも令和 8 年 6 月（※）までには、金利分を含めて今年度の納付金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みである。

なお、卸電力取引市場の価格が上がることにより剰余金が増えた場合等には、より早い時期に借入金の償還が可能になること、また借入期間を長期とするよりも 1 年ごとに必要額を見直して借り換えたほうが結果として資金調達のコストが下がると考えられることから、借入金の償還までの期間を 1 年間としており、必要に応じて借り換えを行う予定としている。

上記を踏まえると、借入れ行為による広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

したがって、今回の認可申請について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）第 1（55）に適合していると認められる。

（※）広域機関の納付金回収時期

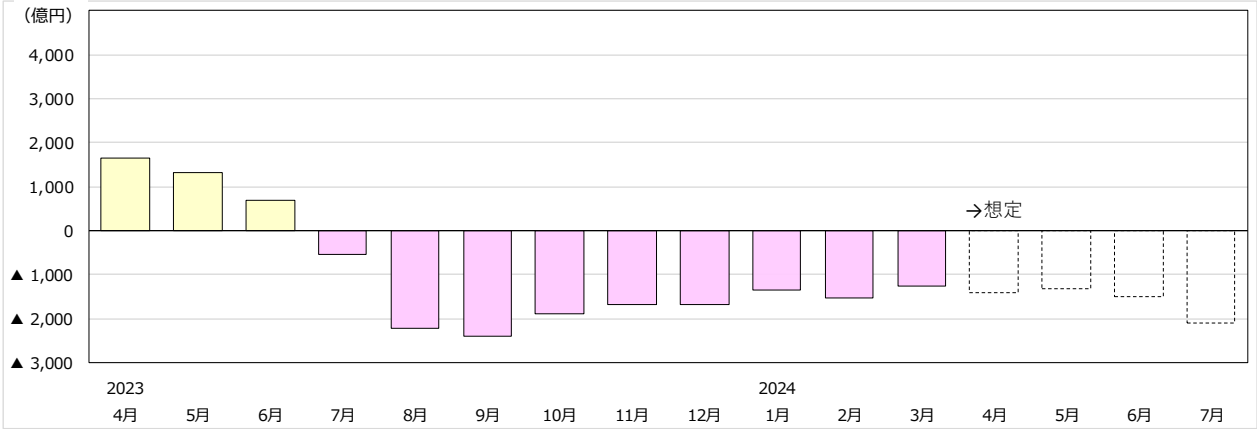
納付金単価は毎年度、経済産業大臣が決定し、5 月検針分の電気料金から翌年 4 月検針分の電気料金まで適用される。納付金は、小売電気事業者等がその原資を賦課金として電気の利用者から回収した後、検針日の原則翌々月末を納付期限として小売電気事業者等から広域機関に納付される。したがって、広域機関が、今年度から起算して翌々年度の納付金を回収し終えるのは、令和 8 年 4 月検針分の入金がある令和 8 年 6 月末となる。

140 (参考：広域機関の徴収等業務に係る収支の実績と想定)

141 2023年4月から2024年7月までの、広域機関の徴収等業務に係る収支の実績及び想定

142 は以下のとおり。

納付金と交付金の収支差



(単位：億円)																
区 分	2023 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
納付金	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844	953	926	772	713	797	823	983	925	855
F I T交付金	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713	2,613	2,592	2,104	2,229	2,028	2,227	2,294	2,396	2,936
F I P交付金	4	7	9	6	5	11	16	17	14	11	14	15	16	17	18	19
納付金－交付金	1,645	1,325	676	▲ 526	▲ 2,221	▲ 2,389	▲ 1,886	▲ 1,677	▲ 1,680	▲ 1,343	▲ 1,530	▲ 1,246	▲ 1,420	▲ 1,328	▲ 1,489	▲ 2,099
借入金												1,200				

2022年度末残高 約1兆5,050億円

2024年2月15日時点残高 約3,100億円

▲3,300億円

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

4. 認可申請に係る意見

上記3. の審査結果を踏まえ、別紙1のとおり、当委員会として経済産業大臣が今回の申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

5. 今後の見通し

経済産業大臣に委員会の意見回答後、電気事業法第28条の53第2項に基づく財務大臣への協議と令和6年度予算の国会成立後に経済産業大臣による認可がされることとなる。その後、広域機関が実施する競争入札によって借入先が決定され、5月8日に借入れが行われることとなる見込み。

154 〔参考１〕手続きの流れ

155 広域機関が資金の借入れを行おうとする場合、電気事業法第２８条の５３第１項に基づ
156 き、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

157 経済産業大臣は、資金の借入れの認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第
158 ５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

159 また、経済産業大臣は、同法第２８条の５３第２項に基づき、資金の借入れの認可をす
160 るときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないと規定されており、当該協議を
161 経て、認可を出すこととなる。

162 広域機関は、経済産業大臣の認可を受けた後、政府保証付の資金借入れについて入札公
163 告を行い、競争入札方式により借入先を決定し、借入れを実行する。

164

165 〔参考２〕関連条文

166 ■電気事業法

167 （業務）

168 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務
169 を行う。

170 一～八 （略）

171 八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第
172 二十八条第二項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三
173 十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

174 八の三～十 （略）

175 2～3 （略）

176

177 （借入金及び広域的運営推進機関債）

178 第二十八条の五十三 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者か
179 ら資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次
180 条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をする
181 ことができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができ
182 る。

183 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければ
184 ならない。

185 3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係
186 る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

187 4～8 （略）

188

189 （政府保証）

190 第二十八条の五十四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二
191 十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内に
192 おいて、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一
193 項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

194
 195 (委員会の意見の聴取)
 196 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を
 197 聴かなければならない。
 198 一～四 (略)
 199 五 第十条第一項若しくは第二項 (これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の
 200 十二の十三において準用する場合を含む。)、第十四条第二項 (第二十七条の十二及び
 201 第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第
 202 二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書 (第二十七条の十二の十三において準
 203 用する場合を含む。)、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一
 204 項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十、第
 205 二十八条の五十三第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一
 206 項の認可をしようとするとき。
 207 六～十六 (略)
 208 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなけ
 209 ればならない。

211 ■電気事業法施行令

212 (借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額)

213 第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。

215 ■令和6年度一般会計予算 予算総則 (第213回国会提出中)

216 (債務保証契約の限度額)

217 第13条 次の表の左欄に掲げる法人が令和6年度において負担する債務につき、中欄に掲
 218 げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それ
 219 ぞれ右欄に掲げるとおりとする。

220 1～20 (略)

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
21 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係 る債務	「電気事業法」第28条の56	額面総額及び元本金額の合計額 1,183,000,000千円並びにその利息に相当す る金額

223 ■電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

224 第1 審査基準

225 (1)～(54) (略)

226 (55) 第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域
 227 的運営推進機関債の発行の認可

228 第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運
 229 営推進機関債 (以下「機関債」という。) の発行の認可に係る審査基準については、資金
 230 の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額

並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

■再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (供給促進交付金の交付)

第二条の二 (略)

2 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」という。）の交付を受けることができる。

3 供給促進交付金の交付に関する業務は、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

(調整交付金の交付)

第十五条の二 推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

2 前項の交付金（以下「調整交付金」という。）は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第十五条の五の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

(系統設置交付金の交付)

第二十八条 一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。）に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するための交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

3～4 (略)

(小売電気事業者等に係る納付金の徴収及び納付義務)

第三十一条 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（次条第二項及び第四十条第一項において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から、納付金を徴収する。

2 小売電気事業者等は、前項の納付金（以下この節において単に「納付金」という。）を納付する義務を負う。

271

272 (納付金の額)

273 第三十二条 前条第一項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項
274 の経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の使用者に供給した
275 電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該期間の属する年度におけ
276 る納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第三十七条第一項の規定による認定を受けた
277 事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第三十六条の賦課金の額
278 を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

279 2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度にお
280 いて全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計
281 額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三
282 十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額
283 を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給する
284 ことが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基
285 礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金
286 の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

287 3～6 (略)

288

289 (電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務)

290 第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合に
291 は、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴
292 収する。

293 2 電気事業者は、前項の納付金（次条において単に「納付金」という。）を納付する義務
294 を負う。

(別紙 1)

経済産業省

20240313電委第4号

令和6年3月●●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について（回答）

令和6年3月13日付け20240306資第18号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の53第1項に規定する資金の借入れの認可について、認可することに異存ありません。

(別紙2)

経 済 産 業 省

20240306資第18号
令和6年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣 齋藤 健

広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の53第1項に規定する資金の借入れの認可について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本借入れは、令和6年度予算が成立し、財務大臣の同意があった後に、政府保証の対象として認可する予定です。

広域総第2023-143号
令和6年3月6日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

資金の借入れについて（認可申請）

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

記

- 1 借入れを必要とする理由
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額
金 340,000,000,000円
- 3 借入先
金利競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率
金利競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限
令和7年5月8日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日
令和6年5月8日
- 8 その他
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考
上記3及び4については、金利競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以上